

建設ＩＣＴ導入研究会 設立主旨

国土交通省では、建設産業における生産性の向上等のため、建設生産システムの効率化・高度化を目指し、ＣＡＬＳ／ＥＣの行動計画や情報化施工推進戦略等がとりまとめられてきた。

これらの構想の現場での実現に向け、中部地方整備局においては、計画から調査・設計・施工・維持管理そして修繕に至る一連の建設プロセスにおいて、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、効率化・高度化による生産性向上・行政サービス向上・現場技術力強化を図ることを目的として、受発注者及び開発者等の関係者が一体となり、技術普及・現場支援・技術研究を行う建設ＩＣＴ導入研究会を設立する。

建設 I C T 導入研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、建設 I C T 導入研究会（以下、「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、計画から調査・設計・施工・維持管理そして修繕に至る一連の建設プロセスにおいて、I C T（情報通信技術）を活用し、効率化・高度化による生産性向上・行政サービス向上・現場技術力強化を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 研究会は、プロジェクト会員及びサテライト会員で構成する。

2. プロジェクト会員は、建設 I C T に関する技術普及、現場支援又は技術研究等研究会の目的を達成するために必要な取組を行うこととする。
3. サテライト会員は、以下の活動を行い、建設 I C T に関する技術力の向上、現場での適用に努めることとする。
 - 1) 研究会が主催する現場見学会、講習会、研修会等への参加
 - 2) 建設 I C T に関する意見照会等に参加
4. 研究会には、会長、副会長、技術顧問、マネジメント委員会、プロジェクトチーム、事務局を置く。

(会長)

第4条 研究会の会長は、中部地方整備局長がこの任にあたる。

2. 会長は、会務を総括する。
3. 会長は、研究会の目的を達成するために必要と認めたときは、研究会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(副会長)

第5条 研究会の副会長は、中部地方整備局企画部長がこの任にあたる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合に会長の代行をする。

(技術顧問)

第6条 研究会には必要に応じて技術顧問を置き、技術的課題等について助言を受ける。

2. 技術顧問は会長が任命する。

(マネジメント委員会)

第7条 研究会の評価組織として、マネジメント委員会を設置し、公正な立場から導入技術の評価及び研究会の運営評価を実施する。

2. マネジメント委員会の委員は、会長が任命する。
3. マネジメント委員会の委員は、職務の実施にあたり、プロジェクトチーム等の活動に随時参加できる。
4. マネジメント委員会の委員長は、委員の互選による。

(プロジェクトチーム)

第8条 プロジェクトチームは、技術普及チーム、現場支援チーム及び技術研究チームで構成する。

2. プロジェクトチームの構成は、プロジェクト会員の希望を踏まえ、会長が決定する。
3. プロジェクトチームの幹事は、事務局構成員より事務局長が決定する。
4. プロジェクトチームのリーダーは、チーム内で決定する。
5. プロジェクトチームのリーダーは、サブリーダを指名することができる。
6. 各チームは以下の活動を主に行うが、詳細は各チーム内において定めるものとする。

1) 技術普及チーム

- ・建設ICTの普及に関すること
- ・建設ICT技術者の育成に関すること
- ・建設ICTの広報に関すること

2) 現場支援チーム

- ・施工現場等における技術的指導に関すること
- ・施工現場等における現場検証に関すること

3) 技術研究チーム

- ・建設ICTに関わる各種基準・要領等の構築研究に関すること
- ・情報化施工技術の活用研究に関すること
- ・建設生産システムモデルの構築研究に関すること
- ・試行現場等から抽出された技術的課題への対応検討に関すること

7. プロジェクトチームは総会等において活動状況の報告を行う。

(事務局)

第9条 研究会の事務局は、研究会の総務を行い、中部地方整備局職員、プロジェクト会員の代表者等により構成する。

2. 事務局長は、中部地方整備局企画部技術調整管理官がこの任にあたる。
3. 事務局の事務は、中部地方整備局企画部施工企画課が行う。
4. 事務局は、プロジェクトチーム内の活動の情報共有・調整等を行い、またサテライト会員への情報提供を行う。
5. 事務局構成員は、会長の了承を得て、事務局長が指名する。

(知的財産の取扱)

第10条 研究会の各活動により生み出された知的財産については、当該知的所有権の発案に関わった関係者の発明に対する貢献度によって、権利を所有することを原則とする。

2. なお、特許等出願及び権利取扱に際しては、知的所有権の発案に関わった関係者及びマネジメント委員会で協議を行うこととする。

(機密の保持)

第11条 研究会参加者は、研究会活動を通じて入手した秘密を、事務局の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第12条 研究会の各会員の活動に要する費用は、各会員が負担する。

(入会)

第13条 研究会への入会は、事務局長が入会審査を行い、会長が決定する。

2. 入会に際して、入会金、会費の徴収は行わない。

(退会)

第14条 会員が退会しようとする時は、その旨書面をもって会長に届け出ることとする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、研究会全体の活動に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

2. マネジメント委員会、プロジェクトチーム、事務局の運営に関して必要な事項は、別途、それぞれにおいて定めることができる。

附則 本規約は平成20年11月21日より施行する。